

# 基 本 構 想

## 1 将来都市像

本市の特性・課題などを踏まえ、令和9年にめざすべき将来都市像を次のように設定します。

### ～ 将来都市像 ～

## 豊かな自然とやさしさあふれる 暮らし共創都市・洲本

本市においては、「笑顔あふれる生活交流拠点・洲本」を将来像として、合併後の15年間のまちづくりの中で、新庁舎の建設などに加え、兵庫県立淡路医療センターの新築移転など、関係機関とも連携して、多くの社会基盤や施設の整備を進めてきました。

これからのまちづくりでは、充実した社会基盤や施設などを活かすため、市民の厚い人情や穏やかな人柄に代表される「やさしさ」、また、海・山に代表される自然環境の「美しさ」、さらには、長い時間をかけて大切に育まれてきた「歴史や伝統、文化」、そして、周辺自治体との「新たなつながり」などをキーワードとしながら、本市で暮らす、あるいは、本市に関わるすべての人たちのところが豊かになるような取組を進めていきます。

本市は、大都市圏では実現することができない「洲本市ならではの暮らしの創造」をめざし、

### 「豊かな自然とやさしさあふれる暮らし共創都市・洲本」

を将来都市像として設定します。

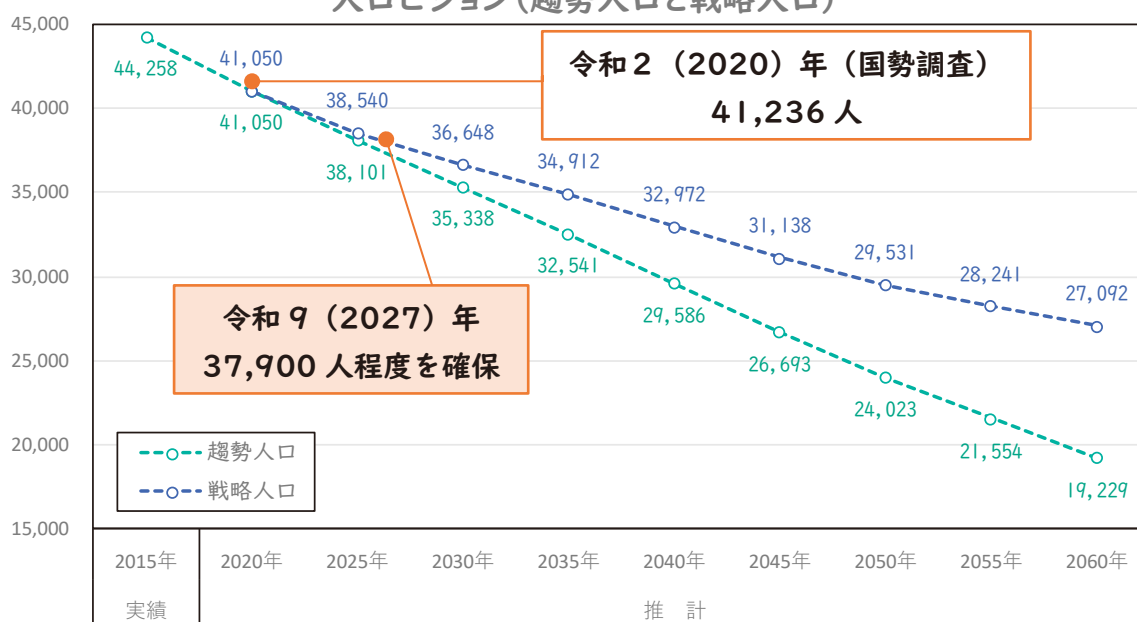
## 2 将来人口（戦略人口）

令和2年度に策定した「洲本市人口ビジョン」において、本市の将来予測人口（趨勢人口）は令和7（2025）年までに4万人を下回り、それ以降も人口減少が継続することが見込まれています。

しかしながら、本市が「豊かな自然とやさしさあふれる暮らし共創都市」として、「総合戦略」などに基づくさまざまな戦略的な人口減少抑制策に取り組むことで、今後の人口減少を緩やかにしていく「戦略人口」の実現をめざします。

本市では、「戦略人口」として、「後期基本計画」の最終年である令和9（2027）年には37,900人程度の確保をめざすとともに、長期的には令和42（2060）年において27,000人規模の確保をめざしていきます。

人口ビジョン（趨勢人口と戦略人口）



（単位：人）

	国勢調査	推計人口								
	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
趨勢人口	44,258	41,050	38,101	35,338	32,541	29,586	26,693	24,023	21,554	19,229
戦略人口	44,258	41,050	38,540	36,648	34,912	32,972	31,138	29,531	28,241	27,092

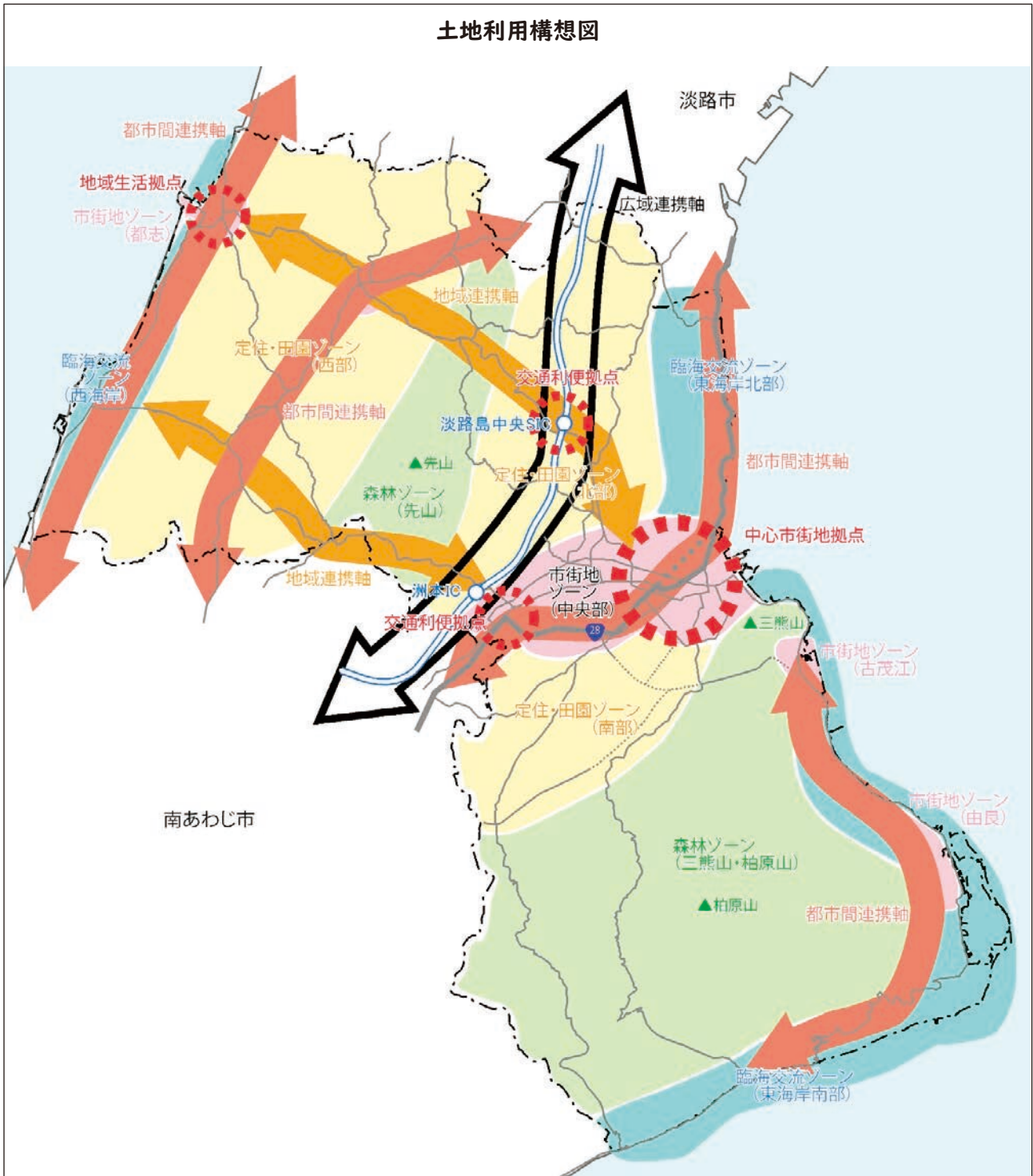
戦略効果（戦略人口-趨勢人口）	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
	0	439	1,310	2,371	3,386	4,445	5,508	6,687	7,863

（単位：人）

戦略人口	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
人口	44,258	41,050	38,540	36,648	34,912	32,972	31,138	29,531	28,241	27,092
0～14歳	5,168	4,378	4,066	4,261	4,510	4,471	4,176	4,033	4,108	4,288
15～64歳	24,311	21,620	19,742	18,043	16,456	14,908	14,057	13,569	13,414	13,202
65歳以上	14,779	15,052	14,732	14,344	13,946	13,593	12,905	11,929	10,719	9,602
構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0～14歳	11.7%	10.7%	10.6%	11.6%	12.9%	13.6%	13.4%	13.7%	14.5%	15.8%
15～64歳	54.9%	52.7%	51.2%	49.2%	47.1%	45.2%	45.1%	45.9%	47.5%	48.7%
65歳以上	33.4%	36.7%	38.2%	39.1%	39.9%	41.2%	41.4%	40.4%	38.0%	35.4%

### 3 土地利用の基本的な方向性

「洲本市国土利用計画」に基づき、本市の「土地利用区域の方針」を示すと次のとおりです。  
 各拠点やゾーンなどにおける土地利用について、立地に関する基本的な誘導・調整を図ることにより、地域の実情に応じた適正かつ合理的な土地利用の推進を図ります。



【洲本市国土利用計画（令和3年）】

## ① 都市拠点

### ア. 中心市街地拠点

洲本川河口部・洲本港周辺に発達した市街地を「中心市街地拠点」とします。

この拠点では、商業・業務・医療・公共機能などが集中していることから、その利便性の高さや既存ストックを最大限に活用し、市だけでなく、淡路島の中核として、一層の機能強化・再整備を図ります。

### イ. 交通利便拠点

神戸淡路鳴門自動車道洲本IC周辺、淡路島中央スマートIC周辺を「交通利便拠点」とします。この拠点では、交通利便性の高さを活かし、すぐれた産業立地条件を有していることから、産業・流通、グリーンツーリズムなどの機能強化及び沿道商業機能の充実を図ります。

### ウ. 地域生活拠点

都志川下流部・都志港周辺に発達した市街地を「地域生活拠点」とします。

この拠点では、五色地域における代表的な公共機能などが集約されていることから、特に生活上重要となる健康・福祉機能の充実を図ります。

## ② 市街地ゾーン

### ア. 中央部

「中心市街地拠点」と洲本IC周辺を結ぶ国道28号などの幹線道路周辺を「市街地ゾーン（中央部）」とします。

このゾーンでは、まちなか再生や都心居住、公園整備、市街地緑化などの取組を推進することで、空洞化の抑制と都市機能の充実・更新を図るとともに、道路網の計画的な整備により、交通利便拠点との連携を強化し、地域の実状を十分に踏まえながら、計画的な市街地の整備を図ります。

また、想定される南海トラフ巨大地震による津波に備え、防災対策の充実に努めます。

### イ. 古茂江

古茂江港周辺を「市街地ゾーン（古茂江）」とします。

このゾーンでは、洲本温泉やマリナーなど高い交流機能が集積していることから、すぐれた自然環境を保全しつつ、交流空間としての利用を図ります。

また、想定される南海トラフ巨大地震による津波に備え、防災対策の充実に努めます。

### ウ. 由良

由良港周辺を「市街地ゾーン（由良）」とします。

盛んな漁業を活かしつつ、すぐれた自然環境や歴史的風土を保全し、交流空間としての利用を図るとともに、生活道路など公共施設の計画的な整備を進めることで、住環境の向上を図ります。また、想定される南海トラフ巨大地震による津波に備え、防災対策の充実に努めます。

## エ. 都志

都志川下流部・都志港周辺を「市街地ゾーン（都志）」とします。

阪神・淡路大震災からの復興として整備された良好な市街地環境を保全しつつ、すぐれた自然環境と歴史的風土が調和した道の駅登録をめざすウェルネスパーク五色（高田屋嘉兵衛公園）や五色健康福祉総合センターなどが立地する生活・余暇適地であることを活かし、交流空間としての利用を図ります。加えて、河口部における浸水被害の軽減を図るとともに、浸水リスクが低い地域への居住や避難体制の構築など、安全安心な土地利用の推進に努めます。

## ③ 定住・田園ゾーン

### ア. 北部

安乎・中川原地域と加茂・納地域の郊外部を「定住・田園ゾーン（北部）」とします。

淡路島中央スマートインターチェンジの活用をみすえ、周辺への企業や流通事業者の誘致をはじめ、グリーンツーリズムの事業展開を図ります。また、農業生産基盤の整備を進め、優良農用地の確保・保全を図るとともに、生活道路など公共施設の計画的な整備を進め、自然と共生する快適でゆとりある住環境の維持・創出による良好な集落景観を形成し、多自然居住の推進により地域の活性化を図ります。さらに、土石流の発生や急傾斜地の崩壊に備え、土砂災害対策施設の整備を推進します。

### イ. 南部

大野・鮎屋地域と千草地域の郊外部を「定住・田園ゾーン（南部）」とします。

農業生産基盤の整備を進め、優良農用地の確保・保全を図り、酪農と連携した効率的な地域複合農業を展開することで、農産物供給基地としての役割の維持・向上を図るとともに、すぐれた自然環境を保全しつつ、交流空間としての利用を図ります。地域内で宅地開発が進んでいることから、農業的土地利用（農地の保全）と都市的土地利用（宅地の開発）との調整の上、適正に誘導していきます。また、南淡路広域農道（オニオンロード）をはじめ、生活道路など公共施設の計画的な整備を進めることで、自然と共生する快適でゆとりある住環境の維持・創出による良好な集落景観を形成し、多自然居住の推進により地域の活性化を図ります。

### ウ. 西部

五色地域の郊外部を「定住・田園ゾーン（西部）」とします。

農業生産基盤の整備を進め、優良農用地の確保・保全にくわえ、耕作放棄地、荒地原野の適切な管理を図るとともに、生活道路など公共施設の計画的な整備を進め、自然と共生する快適でゆとりある住環境の維持・創出による良好な集落景観を形成し、多自然居住の推進により地域の活性化を図ります。

また、企業用地や住宅団地を有効活用し、企業誘致や定住促進を進めるとともに、良好な住環境の保全を図ります。



#### ④ 臨海・交流ゾーン

##### ア. 東海岸北部

安乎・中川原地域から炬口漁港に至る臨海部を「臨海・交流ゾーン（東海岸北部）」とします。

漁業基盤や海岸保全施設などの整備、沿岸域の環境保全を進めるとともに、すぐれた自然環境を保全しつつ、親水空間の適正な利用や津波・高潮等の災害リスクに配慮しながら、海域と陸域が一体的に調和した良好な自然環境を活かした交流の場としての活用を推進します。

##### イ. 東海岸南部

大浜海岸から古茂江港、由良地域を経て上灘地域に至る臨海部を「臨海・交流ゾーン（東海岸南部）」とします。

漁業基盤や海岸保全施設などの整備、沿岸域の環境保全を進めるとともに、すぐれた自然環境を保全しつつ、親水空間の適正な利用や津波・高潮等の災害リスクに配慮しながら、海域と陸域が一体的に調和した良好な自然環境を活かした交流の場としての活用を推進します。

##### ウ. 西海岸

都志地域から鳥飼地域に至る臨海部を「臨海・交流ゾーン（西海岸）」とします。

漁業基盤や海岸保全施設などの整備、沿岸域の環境保全を進めるとともに、すぐれた自然環境を保全しつつ、道の駅登録をめざすウェルネスパーク五色（高田屋嘉兵衛公園）や五色台運動公園（アスパ五色）といった余暇利用公共施設と連携し、交流空間としての利用を図ります。

#### ⑤ 森林ゾーン

##### ア. 先山

先山周辺を「森林ゾーン（先山）」とします。

公益的機能の高い森林として自然環境を保全し、適正に維持管理していくことで、水源かん養や生物多様性、地球環境保全、土砂災害抑制などの多面的機能の持続的な効果発揮が期待できるとともに、すぐれた自然環境や歴史的風土を有することから、交流空間としての利用を図ります。

特に、これまで難しかった手入れ不足の森林整備を促進するため、人材の育成・確保、普及啓発、木材利用を促進していきます。

先山とその周辺の森林については、（憩いと学びの場を提供する観点から）保健文化機能の維持増進を図るため、景観の形成に配慮した森林の構成を維持します。

#### イ. 三熊山・柏原山

三熊山・柏原山周辺を「森林ゾーン（三熊山・柏原山）」とします。

公益的機能の高い森林として自然環境を保全し、適正に維持管理していくことで、水源かん養や生物多様性、地球環境保全、土砂災害抑制などの多面的機能の持続的な効果発揮が期待できるとともに、すぐれた自然環境や歴史的風土を有することから、交流空間としての利用を図ります。

特に、これまで難しかった手入れ不足の森林整備を促進するため、人材の育成・確保、普及啓発、木材利用を促進していきます。

三熊山・柏原山とその周辺の森林については、(憩いと学びの場を提供する観点から)保健文化機能の維持増進を図るため、景観の形成に配慮した森林の構成を維持します。

### ⑥ 連携軸

#### ア. 広域連携軸

神戸淡路鳴門自動車道については、京阪神方面や四国方面との連携の強化を図ります。

#### イ. 都市間連携軸

国道 28 号、主要地方道福良江井岩屋線、主要地方道大谷鮎原神代線、主要地方道洲本灘賀集線については、他都市とを結ぶ主要幹線道路及び沿道区域で、円滑な交通の確保と周辺環境に調和する沿道サービス機能の充実を図ります。海岸沿いの道路では、自然環境・景観に配慮し、観光・保養等のレクリエーション活動の支援軸としても整備を図ります。

#### ウ. 地域連携軸

主要地方道洲本五色線、一般県道鳥飼浦洲本線については、洲本地域と五色地域を連絡する主要幹線道路で、一体の都市としての発展をめざして、地域間の連携を図ります。



## 第2章

## まちづくりビジョンの実現に向けた基本目標

「序論」の「洲本市の現状と課題」において、その内容を踏まえた上で、まちづくりビジョンで掲げた「将来都市像」の実現に向け、本市がめざす基本目標として、次の3つを設定します。

### ～ 3つの基本目標 ～

**基本目標1：安全で安心して暮らせる強くしなやかなまちづくり**

**基本目標2：思いやりと支え合いを大切にするこころ豊かなひとづくり**

**基本目標3：活力を生む産業を育み、元気で健やかに暮らせるまちづくり**

### 基本目標1：安全で安心して暮らせる強くしなやかなまちづくり

- 社会基盤の充実は、快適な日常生活を送る上で不可欠な要素です。道路や交通網、さらには、情報通信基盤などを整備することで、ヒト・モノ・情報などを円滑に運ぶことができます。  
また、人が集い、誰もが元気に活躍できる中心市街地の形成や住環境の充実に努めるとともに、犯罪や事故に対する不安を少しでも軽減できる生活が送れるまちづくりをめざします。  
そして、南海トラフ巨大地震の発生に備え、災害対応システムなどのハード整備を進めるとともに、防災訓練や防災学習会などを通して、災害に対する意識の醸成を促します。  
さらに、増加傾向にある危険・老朽化した空家の対策なども進めます。
- 本市を取り巻く美しく豊かな自然は、生活に潤いとやすらぎ、さらには、さまざまな恵みをもたらし、都市部にはない本市の大きな魅力となっています。そのため、こうした自然環境の保全や自然環境と調和のとれたまちづくりを進めることが、本市の魅力向上にもつながると言えます。  
ごみ一つない美しいまちの実現に向けて、自然環境の保全や省資源・省エネルギーなどに対する市民の意識啓発に取り組むとともに、適正なごみ処理を行います。  
また、公園・緑地・水辺といった自然環境を活かしたやすらぎの場の整備に努めるとともに、美しく豊かな自然と調和した「本市ならではの暮らし」を広くアピールすることで、「洲本のファン」とも言える「関係人口」の確保、交流人口の増加、そして、移住・定住の促進につながるまちづくりをめざします。

## **基本目標 2：思いやりと支え合いを大切にしているところ豊かなひとづくり**

- 快適で暮らしやすいまちとは、すべての市民の願いです。そして、その実現のためには、個人の活動に加え、町内会などのコミュニティ組織を中心に、家庭から地域へ、地域からまち全体へと広がる「つながりの仕組み」を構築し、「新たな洲本市民」とも言うべき移住・定住者も含めた「すべての市民」が気軽に参加・活躍できる環境づくりが不可欠です。

また、まちづくりを進める上で、こうした「市民の力」を戦略的に取り込むことに努めるとともに、女性や若者・シニアの活躍を促す取組を進め、さらには、地方分権・地方創生の潮流に対応した行財政運営の確立に向けたまちづくりをめざします。

- 自らのふるさとに誇りと愛着を抱くことができるように、学校、家庭、地域が協力・連携し、特色ある教育環境の充実に取り組むとともに、社会に出てからも、「自立できる力」、「生きていく力」を養うため、生涯学習などの学びの場や生涯スポーツを通して、自己啓発や市民相互の交流が促進される仕組みづくりに努め、さらには、これらの活動を通して、青少年の健全な育成を図ります。

また、本市には長い歴史・伝統の中で育まれてきた豊かな地域文化があり、これらの保存・継承を行うとともに、国の内外と芸術・文化を介した多種多様な交流を展開することで、地域文化の振興を図るまちづくりをめざします。

## **基本目標 3：活力を生む産業を育み、元気で健やかに暮らせるまちづくり**

- 産業の振興は、地域経済の活性化の要であるとともに、人口問題への対応の鍵となる雇用の創出などにつながることから、これからのまちづくりにおいて特に重要であると言えます。

そのため、人口減少が進んだ場合においても、地域の活力が維持できるように、本市の基幹産業であり、また、本市の最大の魅力の一つでもある自然環境を活かした第1次産業や観光の振興に取り組めます。

さらに、地域に大きな雇用を生み出す工業の振興、地域のにぎわいにつながる商業の振興に加え、豊かな地域の資源を活かしたこれまでにない新しい産業の創出にも取り組み、誰もが働くことに誇りと喜びを感じながら暮らせるまちづくりをめざします。

- 少子高齢化への対応は、本市における喫緊の課題となっていますが、子どもから高齢者まで、すべての人が住み慣れた家庭や地域において、健康を維持しつつ、安心して生活できる環境を実現するため、自らの生きがいとやすらぎを自らが作り出すことを基本に、個人、家庭、地域が互いに支え合い、安心して暮らせるまちづくりをめざします。

さらに、出産・育児を希望する世代に対する取組の充実に努めることで、子育て世代を応援します。

# 第3章

# 施策の体系

まちづくりビジョンの実現に向けて、本計画の施策体系を次のように設定します。

まちづくり ビジョン	まちづくりビジョンの実現に向けた基本目標	基本政策（まちづくりの柱）	施策分野
<b>豊かな自然とやさしさあふれる暮らし共創都市・洲本</b>	<b>安全で安心して暮らせる 強くしなやかなまちづくり</b>	<b>第1章</b> 市民生活と地域を支える 社会基盤の充実	第1節 調和のとれた土地利用の促進 第2節 にぎわいのある中心市街地整備と景観形成 第3節 道路・交通網の整備 第4節 住宅・宅地の整備 第5節 水質保全の推進と浸水安全度の向上 第6節 地域情報化の推進 第7節 消防・防災対策の推進 第8節 交通安全・防犯対策の推進 第9節 消費者・生活者が主役となる社会の促進
		<b>第2章</b> 自然環境の保全と 暮らしやすさとの調和	第1節 環境保全の推進と生活環境の充実 第2節 資源循環型社会の形成 第3節 公園・緑地・水辺の整備 第4節 交流活動の推進と定住環境の整備
	<b>思いやりと支え合いを大切にする こころ豊かなひとづくり</b>	<b>第3章</b> 市民が活躍できる地域と 仕組みの構築	第1節 市民参画と協働の推進 第2節 コミュニティ活動の促進 第3節 国内外との地域間交流の促進 第4節 人権尊重社会の形成 第5節 男女共同参画社会の形成 第6節 時代に対応した行財政運営の推進
		<b>第4章</b> 郷土愛の醸成と次代を 担う人材の育成	第1節 学校教育の充実 第2節 生涯学習の振興 第3節 青少年の健全育成 第4節 地域文化の振興 第5節 生涯スポーツの振興
	<b>活力を生む産業を育み、 元気で健やかに暮らせるまちづくり</b>	<b>第5章</b> 地域産業の育成と 新産業の創造	第1節 観光の振興 第2節 農林業の振興 第3節 水産業の振興 第4節 商工業の振興 第5節 地域資源を活かした新産業の創出 第6節 雇用・勤労者対策の充実
		<b>第6章</b> 生きがいとやすらぎを 実感できる環境の創出	第1節 子育て支援の充実 第2節 高齢者施策の充実 第3節 障害者施策の充実 第4節 地域福祉の充実 第5節 健康づくり・医療体制の推進 第6節 社会保障制度の適正な運営

